



所得税

所得税・贈与税の年内で出来る対策

贈与税

<①近い未来に購入する予定のある備品を購入>

青色申告者が取得価額 **30万円未満**の固定資産を購入する場合に**年間合計300万円**まで全額経費算入することができます。購入予定がある場合は12月31日までに購入して**事業供用**をしましょう。

<②小規模企業共済に加入>

小規模企業共済は個人事業者や中小企業の経営者を対象に、退職金としてあらかじめ生活資金等を積み立てておくための共済制度です。掛金は月々1,000円~70,000円で**掛金の全額が所得控除の対象**となります。**年払いも可能です**。

<③DeCo（個人確定拠出年金）>

自身で老後資金を作るために行う任意課税制度です。掛金で金融商品を選択し、運用収益を得ることができ、**掛金の全額が所得控除の対象**となります。

<④ふるさと納税>

ふるさと納税は応援したい自治体に寄付（納税）を行った場合に寄付金額のうち2,000円を超える部分について所得税、住民税から全額控除される制度です。寄付をすることでその地域の特産品やサービスを受けることができます。**※控除金額に上限があります**

贈与税は1月1日から12月31日までにあった贈与について**財産をもらった側**にかかる税金です。

<暦年贈与の計算式>

$$\left[\begin{array}{l} 1年間にもらった \\ 財産の合計額 \end{array} - 110 \text{万円} \right] \times \text{税率} - \text{控除額}$$

年間110万円を超える財産を贈与で受けた場合は2月16日~3月15日の間に贈与税の申告と納付をする必要があります。

贈与する際の注意点

- お金を贈与する場合は受け取る側が実際に使用している通帳に！
- あえて110万円を少し超える金額の贈与をし、申告することで証拠を残しておく。
- 現金で渡さずに口座振込にして形跡を残しておく。

令和6年1月1日から暦年贈与と相続時精算課税制度に改正が入り大きくかわります。

<暦年贈与>

令和5年以前の贈与→相続税における持ち戻しが**3年**
令和6年以降の贈与→相続税における持ち戻しが**7年**
※ 3年の持ち戻しは今年までです！

<相続時精算課税制度>

令和6年以降の贈与→**年間110万円控除**が新たに追加
控除額分については相続時の持ち戻しの対象外

電子帳簿保存法

2024年1月1日から帳簿や領収書・請求書などの書類を電子データで保存することが**義務化**されます。

<電子取引の義務化について>

データで授受した取引情報等は**すべてデータで保存しなければいけません**。保存するファイル形式は問われません。

<データを管理する上で必要な措置>

検索機能の確保・・・取引年月日、取引金額、取引先で検索できるようにする。

例)フォルダ名 20240101_350000_△△工務店

真実性の確保・・・タイムスタンプで日付を付与。データの訂正・削除が記録されるシステムで受け取る。
事務処理規定を作成・整備する。

令和5年12月31日までに行う電子取引については、**保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できる**ようにしておけば問題ございません。

※罰則規定もあるため速やかに対応することをお勧めします。

内容に関するお問い合わせ・ご相談はひょうご税理士法人までお願い致します（担当：西村）